

## 平成 30, 31 年度代議員候補者ご推薦依頼について

【推薦締切期限：9 月 22 日（本部事務局必着）】

選挙管理委員会委員長 大村 直人

定款の定めにより、平成 30, 31 年度代議員選挙を実施致します。下記規程をご一読の上、代議員候補者の推薦をお願いいたします。

（定款及び代議員選挙規程抜粋）

定款

第 6 条 正会員の中から選ばれた代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

第 13 条 本会に概ね正会員 25 人の中から 1 人の割合で代議員を置く。なお、端数の取り扱いについては理事会で定める。

第 14 条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。代議員は第 1 項の代議員選挙に立候補することができる。

第 15 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

代議員選挙規程

第 5 条 代議員候補者の推薦人は、正会員、支部及び部会とし、それぞれ委員長に推薦することとする。

2 正会員の推薦は、正会員 5 名以上が連名で推薦する。

3 支部の推薦は、支部長が代議員推薦委員会を設置し、支部所属の正会員の中から選定する。

4 部会の推薦は、部会長が代議員推薦委員会を設置し、部会所属の正会員の中から選定する。